

# 等の改定に関するお知らせ

それに伴い公共料金等が改定となりますので、確認をお願いいたします。

## 水道及び下水道料金改定のお知らせ

水道及び下水道料金に消費税引き上げ分を転嫁することとなりました。10月1日から下記のとおり改定となりますので、皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。なお新料金は、11月検針分（10月使用分）からの適用となります。

改定後各料金表（全て税込）

（単位：円）

水道						
種別	用途	基本料金（1か月につき）		超過料金 （1㎡につき）	適用	
		水量	料金			
専用	家庭用	8㎡まで	2,024	253.0	家事用	
	団体用	第1種	10㎡まで	3,036	314.6	官公署・事務所・事業所等
		第2種	20㎡まで	6,072	314.6	病院
		第3種	50㎡まで	15,180	314.6	学校
	営業用	20㎡まで	6,072	314.6	飲食店・料理店・その他	
	工業用	第1種	20㎡まで	6,072	314.6	各種製造工場
		第2種	100㎡まで	30,360	314.6	各種製造工場
	浴場用	100㎡まで	16,060	253.0	浴場営業用	
臨時用	1㎡につき		631.4		建設工事その他臨時に使用のもの	

  

メーター		下水道				
口径	基本料金	用途	基本料金（1か月につき）		超過料金 （1㎡につき）	適用
			水量	料金		
13 $\frac{3}{8}$ mm	308	家庭用	8㎡まで	1,760	220	家事用
20 $\frac{3}{8}$ mm	396	団体・営業用	8㎡まで	1,760	220	団体・営業用
25 $\frac{3}{8}$ mm	440	浴場用	100㎡まで	13,970	220	浴場営業用
30 $\frac{3}{8}$ mm	506	臨時用	1㎡につき	550		建設工事その他臨時に使用分
40 $\frac{3}{8}$ mm	550					

### 水道料金 家庭用で、使用水量10㎡、メーター口径13 $\frac{3}{8}$ mmの場合の月額料金

・旧料金 基本料金1,987円+超過料金248.4円×2㎡+メーター使用料302円=2,785円

・新料金 基本料金2,024円+超過料金253.0円×2㎡+メーター使用料308円=2,838円

差引53円の増

※基本水量（8㎡まで）の場合は、2,289円から2,332円になり、差引43円の増となります。

### 下水道料金 家庭用で、使用水量10㎡の場合の月額料金

・旧料金 基本料金1,728円+超過料金216.0円×2㎡=2,160円

・新料金 基本料金1,760円+超過料金220.0円×2㎡=2,200円 差引40円の増

※基本水量（8㎡まで）の場合は、1,728円から1,760円になり、差引32円の増となります。

※料金は、上記料金表で計算された合計額（1円未満の端数は切り捨て）となります。

なお、上下水道の料金等について、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ 建設水道課上下水道グループ ☎01392-2-3131

## 渡島西部衛生センターからのお知らせ

廃棄物処理に必要な経費が増加するため、10月1日から下記の手数料を改定しますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

なお、町指定のごみ袋とごみ処理券の料金改定はありません。

### ■し尿収集手数料

（単位：円）

区分	内容	9月30日まで	10月1日から
基本料	収集量200Lまで	1,080	1,100
加算料	収集量200Lを超えた場合、20L毎に加算（端数切上）	108	110
ホース延長料	ホース延長30mを超えた場合、20m毎に加算（端数切上）	216	220
仮設トイレ料	町道等に面する最終民家から1kmを超えた場合に加算	3,240	3,300

### ■浄化槽汚泥処理手数料及びごみ処理手数料（衛生センター直接持込）

区分	内容	9月30日まで	10月1日から
浄化槽汚泥処理手数料	搬入量10Lにつき（端数切上）	48	49円
ごみ処理手数料	搬入量10kgにつき（端数切上）	52	53円

・個人でごみを直接、衛生センターに直接持込を希望する場合は、必ず居住地の役場廃棄物担当課に連絡してください。

・汲み取り式トイレに使用済みの「トイレ掃除用の流せるシート」を捨てると、汲み取りする際ホースが詰まることあるため、便槽に捨てないで「燃えるごみ」として出してください。

■お問い合わせ 渡島西部衛生センター ☎0139-47-2201

町民課住民グループ ☎01392-2-3131